

村山市条件付き一般競争入札参加資格基準の改正について

改正趣旨

村山市条件付き一般競争入札参加資格基準は、建設業法の基準よりも厳しい。建設業法では元請業者が 3,000 万円以上の下請工事を出す場合のみに1級国家資格者を必要としているのに対し、村山市の基準では各建設工事の種類ごとに定めるランクの最上ランクにおいて1級技術者を置くことを必須条件としている。(別紙参照)

しかし県や近隣市町では、建設業法よりも厳しい技術者の必須条件を一律で規定しているところはない。

また、これまでの入札辞退者の辞退内容を見るに、技術者不足という理由が全体で2番目に多い。(下記別表参照)

このことから、村山市の基準における技術者要件を緩和し、受注環境を改善することで入札へ参加しやすい状況を整備する。

改正内容

各建設工事の種類ごとに定めるランクにおいて、最上ランクに設定していた1級技術者必要という要件を削除する。

(詳細は別紙のとおり)

施行期日

平成26年5月1日より

※参考

【別表】 入札辞退理由 (平成25年度10月より)

入札辞退理由	件数
作業員不足	70
技術者不足	44
現場代理人不足	26
材料調達困難	21
工期に間に合わない	20
設計金額が低い	19
その他	18